

立憲民主党・無所属の会

高木錬太郎

「所得税法等の一部を改正する法律案」に対する反対討論

立憲民主党・市民クラブの高木錬太郎でございます。

私は、立憲民主党・市民クラブを代表いたしまして、ただいま議題になりました「所得税法等の一部を改正する法律案」につきまして、反対の立場から討論を行います。

去る2月16日、全国で所得税の確定申告が始まりました。来月15日までの間に、約2,150万人の納税者の皆さんが申告書を提出されます。日頃から準備をされ、ご苦勞を重ねてきて、この確定申告に臨まれている納税者の皆さんに対し、「内国税の適正かつ公平な賦課および徴収の実現」を図らなければいけない国税庁のトップ、さらに言えば税務署職員など全国5万6千人の組織を率いる組織のトップである、佐川宣寿（のぶひさ）国税庁長官は、相も変わらず、歴代長官が行ってきた記者会見を開かず、ホテル住まいを続け、逃げ隠れされている始末。それが納税の義務を果たそうとしている国民に対す

る誠意ある姿勢ですか。

それが組織のトップとしての振舞いですか。

あるまじき姿勢と言わざるを得ません。

そして、ここへ来て、佐川長官の財務省理財局長時代の国会での答弁が、虚偽答弁だと断じられてもおかしくないような事実が次々と明らかになっています。

指摘されていることに関し、何らやましいところがないのならば、正々堂々国会に出てきて、広く国民に対して、理財局長時代の主観的認識を説明なさったら良いではありませんか。

また、麻生財務大臣ご自身も、この間の予算委員会における答弁の中で「確定申告の現場において、例年にない特段の支障が生じることが十分にあり得る」と認められています。

であるとするならば、その、例年にない特段の支障が生じないよう、麻生大臣ご自身が善処されるべきであります。つまり、この場合の善処とは、世論調査によっては8割以上という数字も出ている、「佐川長官は国会で説明すべき」という国民の声に答えて、大臣が有能だと

評価される佐川長官に対し、国会に出てくるよう指示を出すことではないでしょうか。

聞くところによると、理財局長から国税庁長官に就任するのは四代続けての既定路線。国税庁長官の任期は事実上一年で、何事もなくその一年をやり過ごせば、翌年夏には退官し、秋には新しい就職先へ、ということであります。もし、これが本当だとすると、国民感情からすれば、何ともやりきれない思いではないでしょうか。

今通常国会は、まだまだ続きます。私たちは、今後も引き続き、佐川長官に国会に出てくるよう、強く求めて行きたいと思います。

それでは、「所得税法等の一部を改正する法律案」について申し上げます。

個人消費が伸び悩み、格差の拡大が懸念される我が国の現状にあつて、税による所得の再分配機能をさらに強化しなければいけない中、今回の税制改正は、その本質的な議論を避けている、小手先の弥縫策

に過ぎないと指摘せざるを得ません。

特に今回の控除見直しで増税となる給与所得者の年収基準を850万円としており、約230万人の方々が対象となります。

この年収850万円超の皆さんは、都市部ではいわゆる「中間層」に位置する層であり、個人消費を支える中核の購買層に当たる皆さんでもあります。

それにも関わらず、家計分析に基づく精緻な議論を経て決定した基準とは言い難く、「取りやすいところから取る」という姑息なやり方である印象が強くなります。

また、今回の所得税法改正の中には、「負担増が生じないよう措置を講ずる」とあり、その対象は子育て世帯、介護世帯であるという説明が、財務金融委員会でもありましたが、この「介護世帯」というのは、国民の誰もが思い浮かべるような、高齢者の皆さんを介護しているという意味での「介護世帯」ということではなく、身体や精神、知的の各障がい者の中でも特に重度の障がいがあることによって、既に特別障害者控除の対象となっている、限られた一部の世帯のことで

あって、決して高齢者の方々を介護されている多くの世帯に負担増が生じない、というわけではありません。

このように、国民の皆さんの間に誤解が生じるような、非常に不誠実な説明があり、この点についても厳しく指摘したいと思います。

次に、金融所得課税についても指摘しなければなりません。

格差を縮小するためにも、非常に重要な課題である、この金融所得課税の見直し。

今回の税制改正では全くの手つかずで、富裕層優遇のアベノミクスの姿勢は相変わらずと言わざるを得ません。

年収1億円以上の高所得者数は、2011年の1万2,750人から、2015年には1万9,234人になり、さらに2016年には2万人を超えました。

そして、年収1億円以上の高所得者ほど、所得に占める株式等の譲渡所得、つまり金融所得の割合が高いと言われています。

この金融所得は分離課税の対象になっているため高所得者層にとっては税の負担率が低く、税負担の公平性が全く保たれていません。

税による所得の再分配機能という意味では真っ先に着手すべき税制であるにも関わらず、2014年、軽減税率を廃止して本則税率に戻すという改正以降、「総合的に検討する」と口で言うばかりで、実際には一向に見直しが進んでいません。

つまり、重ねて申し上げますが、これはアベノミクスが富裕層優遇政策である証左に他なりません。

次に、所得拡大促進税制の見直しについて申し上げます。

平成25年度税制改正において、この所得拡大促進税制が創設され、翌平成26年度以降、毎年のように制度の拡充・延長、企業に更なる賃上げの動機づけを与える機能の強化など、数次にわたって制度の見直しが行われて来ました。

そして、今回の平成30年度税制改正においても、「継続雇用者給与等支給額が対前年度3%以上の増加」および「国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上」の要件を満たす場合等に、給与等支給増額について税額控除するという改組が行われました。

政府が民間企業に対し、賃上げを直接的に要求するというのは本来

あるべき姿だとは思えませんが、しかし、税制を通じて、企業に対し更なる賃上げを促すということ自体は理解できます。

ですが、そもそも毎年のように見直さなければいけない制度とは何なんですか。これまでの制度の定量的な検証はどうなっているんですか。適用件数や適用金額は出てきても、では、具体的にどれだけ賃上げが進んだのですか。

財務金融委員会の質疑の中でも、政府としても、「税制の効果だけを取り出して、経営者の賃上げ判断への影響をはかることは難しい面がある」と認められましたが、それを言い出したら政策効果など全く検証することができないではないですか。

賃上げ、つまりは国民のお財布を温めるという政策を行うならば、もっと他に良い方法があるのかもしれない。ところが、そういった検証が極めて難しい。そういう、この租税特別措置という制度自体、一度立ち止まって、果たして租税特別措置というやり方で良いのかどうか、根本的に考え直した方が良いのではないのでしょうか。

最後に、私たち立憲民主党は、強いものをより強く、豊かな者をより豊かにすることによって、そうでない人たちにしたり落ちてくる

というトリクルダウンの経済政策ではなく、社会的需要の高い分野であるにも関わらず、低賃金で、身を粉にして働いていらっしゃる皆さんの処遇を改善するという、まさに下から支えて押し上げる経済政策を推し進めることで、経済の好循環を図っていくべきと考えております。

そして、税制においては、「多様性を認め合い、困った時に寄り添い、お互いさまに支え合う社会をつくる」という我が党の理念を踏まえた、我が党らしい「税制の基本方針」をとりまとめ、国民の皆さんにお示しすることをお約束申し上げ、本法案に対する反対の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。